

魚津市コンベンション開催事業補助金のご案内

～ 申請にあたっては、事前にご連絡をお願いいたします ～

1. 対象となるコンベンション

次の要件を満たす各種の会議もしくは大会、学会、修学旅行又は合宿等を対象とし、その主催者に補助金を交付します。

ただし、見本市、スポーツ大会、コンクール、フェスティバル、音楽会、演劇会及びあらかじめ開催順序が定められており魚津市が開催順となるもの等は除きます。

2. 要件 次の要件を全て満たすこと

- 魚津市内又は富山県内で開催されるもの。
- 政治活動、宗教的活動でないもの。
- 営利を目的としないもの。
- 公序良俗を害するものでないもの。
- 参加者のうち富山県外から参加するもので魚津市内の民間宿泊施設に宿泊する者の延べ人数が50人以上であること。
- 魚津市から別に補助金、負担金等の財政的支援を受けていないこと。
- 主催するものが団体の場合、その構成が国又は地方公共団体のみでないこと。

3. 補助金の額

- 県外からの参加者 1人1泊 1,000円
- 外国からの参加者で日本国籍を有しない者 1人1泊 6,000円

※補助金限度額は、1団体1回につき50万円

《例》 県外参加者50人が5泊及び外国からの参加者10人が4泊の場合
(県外参加者延べ宿泊者数 250泊×1,000円) + (外国参加者延べ宿泊者数 40泊×6,000円)
= 補助金額 490,000円 (50万円限度)

4. 申請するには・・・

申請にあたっては、事前にご連絡をお願いいたします。

原則として、コンベンションの開催日6か月前までに下記まで申請してください。

【申請に必要な書類】

- ①魚津市コンベンション開催事業補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（様式第2号）
- ③収支予算書（様式第3号）
- ④団体の規約・定款及び役員名簿
- ⑤開催要領（コンベンションの目的、内容等を明らかにする書類）

※上記①～③は、魚津市役所ホームページからダウンロードできます。

上記④～⑤は、特に様式は定めていません。なお、大学等の合宿については、参加者名簿を添付して下さい。

5. 内容に変更・中止等があったとき・・・

宿泊者数に変更が生じたときなどに、変更承認申請書を提出して頂く必要があります。
(※ただし、変更申請額が交付決定額未満である場合は、提出する必要はありません。)

①魚津市コンベンション開催事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）

②事業計画に変更にあたっては、当該事業計画の変更が明らかとなる書類

※上記①は、魚津市役所ホームページからダウンロードできます。

上記②は、特に様式は定めていません。

6. コンベンションが終了したら・・・

コンベンション終了後、事業終了後1ヶ月以内に、実績報告書を提出して頂く必要があります。

【実績報告に必要な書類】

①魚津市コンベンション開催事業補助金実績報告書（様式第5号）

②事業実績書（様式第6号）

③収支決算書（様式第7号）

④宿泊証明書（様式第8号）

⑤請求書兼振込依頼書

⑥委任状（※申請者名と振込先の名義が異なる場合）

※上記①～⑥は、魚津市役所ホームページからダウンロードできます。

7. 補助金の交付について

補助金の交付は、原則、実績報告書提出後になります。（口座振込み）

8. その他注意事項

●書類を提出する際は、上記書類のうち、

4. ①魚津市コンベンション開催事業補助金交付申請書（様式第1号）

5. ①魚津市コンベンション開催事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）

6. ①魚津市コンベンション開催事業補助金実績報告書（様式第5号）

⑤請求書兼振込み依頼書

⑥委任状（※申請者名と振込先の名義が異なる場合）

の住所・氏名（肩書きを含む）・印鑑は、統一してください。

●電話等にてご連絡をさせていただく場合がありますので、連絡先（担当者氏名・電話番号等）についてお知らせ下さい。

書類提出及びお問い合わせ先

魚津市商工観光課観光係

〒937-8555 富山県魚津市釈迦堂1-10-1

TEL：0765-23-1025、FAX：0765-23-1060

E-mail：kanko@city.uozu.lg.jp